子育てのための施設等利用給付制度の御案内

子育てのための施設等利用給付制度により、認可外保育施設等を利用する子供の保育料（利用料）の無償化を実施しています。無償化を受けるためには、事前に子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、給付金の請求手続きが必要ですので、内容を御確認ください。

１　無償化制度（子育てのための施設等利用給付制度）の概要

（１）無償化の内容

<table>
<tr><th rowspan="2">利用施設
・事業</th><th rowspan="2">保育の
必要性※1</th><th rowspan="2">年齢※2</th><th rowspan="2">世帯の市町村民税
課税状況※3</th><th>無償化の内容</th></tr>
<tr><th>保育料（利用料）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">認可外保育施設等
認可外保育施設等とは、以下の施設・事業を指します。
・認可外保育施設
（ベビーシッター含む）
・一時預かり事業
（幼稚園型以外）
・病児保育事業
・ファミリー・サポート・センター事業</td><td rowspan="3">あり</td><td>３歳～５歳</td><td>－</td><td>月額 37,000 円を上限に無償化※4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">０歳～２歳</td><td>非課税世帯</td><td>月額 42,000 円を上限に無償化※4</td></tr>
<tr><td>課税世帯</td><td rowspan="2">無償化対象外</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

※１　保育の必要性については、「２　子育てのための施設等利用給付認定申請について（→Ｐ２）」をご覧ください。
※２　その年の４月１日時点での年齢で判断します。
※３　４月～８月の認定については前年度の市町村民税課税状況、９月～翌３月の認定については当該年度の市町村民税課税状況から判定します。
※４　**認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用されている場合は対象外です。**
幼稚園・認定こども園（教育部分）の在園児については、園での預かり保育の提供が十分でない場合に限り、認可外保育施設等の保育料（利用料）について月額 11,300 円（満３歳は月額 16,300 円）から預かり保育利用料の無償化分を差し引いた額を上限に無償化します。

（２）無償化の方法・対象費用

無償化の方法	保護者から吹田市への請求手続	無償化の対象費用	対象外の費用
保育料（利用料）を保護者が施設・事業に支払った後で、吹田市から保護者へ給付金を支給	必要※	保育料（利用料）	実費徴収の費用など 例）入園料、食材料費（利用料に含まれる場合を含む）、おやつ代、通園送迎費、行事費、教材費、キャンセル料など

※　請求手続きについては、「３　施設等利用費の請求手続き（→Ｐ４）」をご覧ください。

（３）無償化の対象となる施設・事業

対象施設・事業	備考
施設・事業の所在地の市町村で、法令等で定められた基準を満たす「確認」を受けた施設・事業	認可外保育施設は、令和６年９月 30 日まで経過措置により基準が緩和されています。ただし、経過措置期間中に吹田市の方が市内・市外の認可外保育施設を利用する場合は、吹田市が条例で独自に定める基準を満たす施設のみが対象です。 令和６年 10 月１日以降は、基準を満たさない認可外保育施設は無償化対象外となります。

※　吹田市内の無償化対象施設・事業及び吹田市の条例で定める基準を満たす市外の認可外保育施設は、吹田市ホームページで公表しています。

吹田市　特定子ども・子育て支援施設等　🔍 で検索

２　子育てのための施設等利用給付認定申請について

（１）認定について

給付金（施設等利用費）の支給を受けるためには、住民登録があり居住実態のある市町村から、事前に**子育てのための施設等利用給付認定**（以下「**認定**」といいます。）を受ける必要があります。市外の施設・事業を利用される場合でも、認定は住民登録があり居住実態のある市町村から受けてください。

すでに認定を受けている方で住んでいる市町村が変わる場合は、転居先の市町村で改めて認定申請を行う必要があります。また、きょうだいで無償化を希望する場合は、子供ごとに認定手続きが必要です。

（２）認定の種類

認定の種類	年齢※1	保育の必要性	世帯の市町村民税課税状況	備考
新２号認定	**３歳～５歳**	**必要**	－	認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用されている場合は新２・３号認定を受けることはできません。※3
新３号認定	**０歳～２歳**	**必要**	**非課税世帯のみ**※2	

※１　その年の４月１日時点での年齢で判断します。

※２　市民税非課税世帯とは、子供と同一世帯の父母（又はひとり親）の市町村民税がいずれも非課税の場合をいいます（生活保護受給世帯、里親に委託された子供を含む）。４月～８月の認定については前年度の市民税課税状況、９月～翌３月の認定については当該年度の市民税課税状況から判定します。祖父母と同居しており、次のいずれにも該当しない場合は、同居祖父母を含めて判定をします。

１）父母（又はひとり親）の年収の合計が 100 万円以上　２）父母（又はひとり親）の直近２ヶ月の月収が 8.4 万円以上

３）祖父母の 年収の合計が 300 万円未満

※３　幼稚園の在園児のうち、認可外保育施設等を並行利用される場合は、園での預かり保育の提供が十分でない場合に限り、月額 11,300 円（新３号認定は月額 16,300 円）から預かり保育利用料の無償化分を差し引いた額を上限に無償化します。

（３）保育の必要性の要件

共働き等により家庭で保育ができない場合など、次のいずれかの事由に該当する場合を「保育の必要性がある」といいます。**「保育の必要性」は保護者の方全員が該当する必要があります。**

事由	保護者の状況	認定期間
就労	週４日かつ１日４時間以上就労している。 （就労形態は問わない。就労内定を含む。）	就労している期間
妊娠・出産	出産予定・出産して間もない。	出産予定日の８週間前（多胎妊娠の場合は 14 週間前）の日が属する月の初日から、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	病気やケガをしている。又は心身に障がいがある。	療養にかかる期間
介護・看護	病気や心身に障がいのある同居の親族を常に介護・看護している。	介護・看護に必要な期間
求職活動	求職活動を行っている。求職活動を行う。 （起業準備を含む。）	就労を開始するまで（認定開始日から 90 日間を経過する日の属する月の末日まで）
就学	週４日かつ１日４時間以上就学している。 （就学内定を含む。） ・学校教育法第１条に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法第 15 条の７第３項もしくは、同法第 27 条第１項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること	在学している期間
育児休業	育児休業中である。 ・育児休業前から就労の要件を満たし、認可外保育施設を利用しており、引き続き同じ施設を利用する場合に限る。	育児休業期間又は育児休業の対象となる子供が２歳になる月の末日までのいずれか短い方
その他	災害復旧にあたる場合など市長が認める場合。	各事由により必要な期間

（４）認定を受けるために必要な手続き

次の必要書類を準備し、提出期限までに提出してください。

必要な書類			区分	備考	チェック	
1	子育てのための施設等利用給付 認定・変更申請書Ｂ票		必須	記入漏れのないように注意してください。	□	
2 保育が必要な理由を証明する書類	**事由**		**必要書類**	**区分**	**備考**	**母** / **父**
	就労	雇用型	勤務（内定）証明書 様式Ａ-１※	いずれか必須（保護者全員分が必要です）	就労先で証明を受けてください。 複数の就労先で勤務する方は、それぞれの就労先で証明を受けてください。	□ / □
		自営			保護者が代表者の場合、自身で作成してください。	□ / □
		内職			業務委託元で証明を受けてください。	□ / □
	妊娠・出産		母子手帳の写し		母子手帳の表紙及び分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。	□ /
	疾病・障がい		診断書　様式Ｂ※ 又は障がい者手帳の写し		手帳の写しは、表紙及び等級が記載された部分が必要です。	□ / □
	介護・看護		診断書　様式Ｂ※ 又は親子通園証明書等		同居の家族（長期間入院等をしている親族を含む）が対象の場合に限ります。	□ / □
	求職活動		なし		勤務を開始することが決定次第、勤務（内定）証明書　様式Ａ-１※　を提出してください。	/
	就学		在学証明書と時間割等		時間割等がない場合はタイムスケジュール様式Ｃ※　もしくは自身で作成したものを提出してください。	□ / □
	育児 休業		育児休業期間証明書 認可外保育施設等在園証明書　様式Ｅ※		育児休業前から就労の要件を満たし、認可外保育施設を利用しており、引き続き同じ施設を利用する場合に限ります。認可外保育施設等在園証明書は在園している認可外保育施設で作成してもらってください。 新規で認定を受ける場合、勤務（内定）証明書様式Ａ-１※が必要な場合があります。	□ / □
	その他 （災害復旧等）				保育幼稚園室に問い合わせてください。	□ / □
3	・離婚調停中であることが分かる書類 ・ＤＶによる避難中であることが分かる書類 ・生活保護受給証明書			任意	提出があり、要件を満たす場合は、ひとり親世帯又は生活保護受給世帯として扱います。	□
4	・マイナンバーの分かる書類 ・住民税課税証明書 ・海外での収入を証明する書類			新３号認定かつ市外転入の場合は必須（保護者全員分が必要です）	認定希望月が４～８月の場合は前年度と当該年度、９月～翌３月の場合は当該年度の証明書を提出してください。	□ / □

※　保育幼稚園室が指定する様式で提出してください。指定の様式は、吹田市ホームページよりダウンロードできます。

吹田市　施設等利用給付認定　🔍　で検索。

提出先	提出方法	提出期限	備考
〒564-8550（所在地記載不要） **吹田市児童部保育幼稚園室** **吹田市役所　低層棟２階２１７番窓口** ※利用する施設で申請書を取りまとめている場合は、施設を通じて提出してください。	**郵送又は窓口** ※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、できる限り郵送での提出をお願いします。	**認定希望日の前月末まで** ただし、４月からの認定開始の場合は、できる限り**認定開始日の前年の 12 月 28 日まで**に提出してください。	**申請日より前に遡って認定は受けられません。**

必要書類がすべて揃っているか、提出前に再度確認をお願いします！

（５）認定の決定・変更について

認定申請書の受理後、原則１か月以内に、吹田市から認定保護者へ**施設等利用給付認定決定通知書**をお送りします。ただし、４月からの認定開始については、申請が集中し審査に時間を要するため、通知書の発送は３月頃となる予定です。通知書は無償化の給付手続きに必要ですので大切に保管してください。

新２・３号認定は保育の必要性の事由によって認定期間が異なります。認定期間終了後は無償化の給付は受けられません。引き続き保育の必要性の事由に該当する場合は、認定変更の手続きを行ってください。また、吹田市外に転出する場合、施設を退所する場合、就職・休職・退職や勤務内容の変更など保育の必要性の事由が変わった場合や該当しなくなった場合は、すみやかに認定変更又は認定終了の手続きを行ってください。なお、認定変更は原則として月単位となります。

（６）現況届について

新２・３号認定を受けた保護者は、保育の必要性の状況確認のため、年に１回、**現況届**の提出が必要です。毎年７月頃に吹田市から通知しますので、定められた期限までに必要書類を添付して提出してください。提出がない場合や虚偽の報告をした場合は、認定を取消する場合や給付が受けられない場合があります。

３　施設等利用費の請求手続き

新２・３号認定を受けた**認定保護者**が、認可外保育施設等の無償化の給付金（**施設等利用費**）を受けるためには、３か月ごとに保護者から吹田市へ請求手続きを行う必要があります。必要書類や具体的な提出時期については、施設等利用給付認定決定通知書等に同封してお知らせします。

利用期間	申請期間	必要書類	提出先	支給時期（予定）
４～６月	７月上旬～下旬	・施設等利用費請求書 ・特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証（請求月のもの）	吹田市児童部保育幼稚園室経理グループ利用費担当	９月末
７～９月	10 月上旬～下旬			12 月末
10～12 月	１月上旬～下旬			３月末
１～３月	３月下旬～４月下旬			６月末

※　必要書類や提出時期・支給時期等については変更となる場合がありますので御了承ください。
※　申請期間の締切を過ぎた場合、次の申請期間にて申請いただくことは可能です。ただし、時効（利用した月の翌月の１日から２年間）を過ぎたものは申請ができません。

４　よくある質問

No	質問	答え
1	今年で３歳になる子どもが認可外保育施設を利用していますが、無償化の対象になりますか。	４月１日時点の年齢が２歳の場合は、保育の必要性の要件を満たし、かつ市民税非課税世帯でなければ無償化の対象になりません。４月１日時点の年齢が３歳の場合は、保育の必要性の要件を満たしていれば、無償化の対象となります（→P２）。 ただし、いずれの場合も、無償化の対象施設（→Ｐ１）を利用している場合に限ります。
2	個人のベビーシッターも無償化の対象施設となりますか。	個人のベビーシッターの方が居住する市町村で無償化対象施設である確認を受けており、かつ、吹田市の条例で定める基準を満たしている場合は、無償化の対象施設です。
3	無償化の認定を受けると、認可外保育施設へ利用料を支払う必要がなくなるのですか。	無償化の認定を受けた場合でも、利用料は一旦全額支払う必要があります。３か月ごとに請求手続きを行っていただくことで、月額 37,000 円（０～２歳児は月額 42,000 円）を上限に、後日、吹田市から保護者の方へ給付金を支払います。

お問い合わせ先
〒564-8550　吹田市泉町１丁目３番 40 号
吹田市　児童部保育幼稚園室　経理グループ　利用費担当
電話：06-6384-1592（直通）・06-6384-1231（代表）
メール：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp